固定資産税・都市計画税は1月1日が基準日です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿ま たは課税台帳に登録されている方に課税されます。このため、 売買などを行っていても、年内に所有権移転登記などが済ん でいない場合は、前の所有者に課税されますので、ご注意く ださい。

また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行っ てください。

《登記家屋》

①法務局への手続きが完了している場合

法務局から市役所に通知→現地確認→課税台帳から削除

②法務局への手続きが完了していない場合

市役所に家屋取壊届出書を提出→現地確認 →課税台帳から削除

《未登記家屋》

→課税台帳から削除 市役所に家屋取壊届出書を提出

これらの手続きが行われない場合には、家屋の取り壊しが 確認できないことがあります。

なお、「家屋取壊届出書」の用紙は、税務課で配布する他、市ホー ムページからダウンロードできます。また、行田市電子申請・ 届出サービスから届け出もできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税グループ (内線 234)

納期のお知らせ(12月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

市県民税・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•4期
国民健康保険税・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•6期
後期高齢者医療保険料	•	•	•	•	•	•	•	•	・6期
介護保険料・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•6期

納期限 12月26日 (月)

- 市税などの納付には、「安心!確実!便利!」な □座振替をご利用ください。
- •納付の相談は随時窓口で実施しています。
- ▶問い合わせ 税務課(内線 236 · 237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

- 12月支給の年金から差し引きます。
- 1市県民税
- ②国民健康保険税
- ③後期高齢者医療保険料
- 4介護保険料
- **▶問い合わせ** ①税務課(内線231)
 - ②保険年金課(内線271)
 - ③保険年金課(内線227)
 - ④高齢者福祉課(内線 277)

(12月15日~令和5年1月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期	B	時 間	問い合わせ	
注律(圣幼钊)	法律(予約制)		※予約は12月1日休から	午前9時30分~正午		
/公1丰(]/水以中山/			※予約は12月15日(水)から	午後1時30分~4時	地域活動推進課(内線 252)	
行政機関に対する 意見・要望				午後1時30分~3時30分	(F JANK Z) Z)	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月~金曜日(祝日を除く)		午前9時30分~正午午後1時~3時30分	消費生活センター (内線 495)	
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	1月11日依※予約制		午後1時~4時	埼玉県行政書士会埼北 支部☎564—0104	
夫婦関係・DVなど (予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。		午後1時~4時 (電話相談は午後1時~2時)	VIVAぎょうだ ☎556—9301	
人権	忍・行田公民館	1月11日(水)		午後1時30分~3時30分	人権推進課 (内線 221)	
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分~午後3時30分		午後1時~4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554—1411	
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)		午後5時15分~7時	税務課(内線236・237)	
水道料金の夜間納付	水道庁舎 (前谷)	12月20日似、1月10日似		午後5時15分~7時	水道課☎553—0131	

交通遺児等に援護金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等 を対象に援護金を給付しています。

※交通遺児等とは、交通事故(陸海空全ての交通事故が対象) により、死亡または重い障害を負った保護者に養育され ている18歳以下の方をいいます。

象 県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学 校および各種学校などに在学する平成16年4 月2日以降に生まれた方で、次の表に掲げる 世帯に属する方

給付対象人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

▶給 付額 対象者1人につき10万円

▶給付時期 令和5年5月上旬

▶申請期限 令和5年1月31日火まで

▶申請方法 市役所および学校などで配布する申請書類に

必要事項を記入の上、持参または郵送により みずほ信託銀行浦和支店【持参・郵送】〒330

--0063 さいたま市浦和区高砂2--6-18

▶問い合わせ 県防犯・交通安全課☎048—830—2955

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月26日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用 の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負 担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、 期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。 なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受 益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務グループ☎564—0303

水城公園東側園地再整備工事を実施します

水城公園東側園地の再整備事業について、今年度 はあおいの池護岸、池周辺ベンチ類および園東側の 公園灯の更新工事を次のとおり実施します。

これに伴い、主にあおいの池周辺が立入禁止とな り、また池の北側園路が利用できなくなります。現 地看板の指示に従い、公園をご利用ください。

施設利用者の皆さんにはご迷惑をお掛けします が、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



▶工事期間 12月中旬~令和5年3月下旬(予定)

▶工事箇所 水城公園東側園地内

▶問い合わせ 都市計画課公園グループ(内線 5603)

異常水質事故防止にご協力ください

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、 水道水や農業用水の取水に影響が出たりする異常水 質事故が多く発生しています。

年末の大掃除の際には、不要な塗料や油、農薬な どの取り扱いに十分注意し、決して河川や水路、側 溝に流さないようお願いします。事故対応の費用は、 事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合は、速やかに 県東部環境管理事務所(☎0480-34-4011)また は環境課にご連絡ください。

▶問い合わせ 同課☎556-9530

問い合わせ 環境課☎55

さしあげます

▷─輪車 ▷座布団 ▷唐箕 ▷製麺板 ▷麺棒 ▷幼 児用木馬 ▷幼児用おもちゃ(複数) ▷冷凍庫 ▷学習 机 ▷製図台 ▷デッサン用石膏像(ヴィーナス) ▷大 正琴 ▷はしご(アルミ製)

ゆずってください

▶車椅子 ▶ステーキ皿 ▶バーベル ▶オーブンレン ジ ▷電子レンジ ▷ヘアアイロン ▷電気ポット ▷ 一斗缶(蓋付き) ▷ギター ▷固定電話 ▷掃除機 ▷ ファンヒーター トミシン トロックミシン

その旨を申-なお、登2 ただける方は 登録受け 無償

りますので、実施しているの減量化 \mathcal{O}

用 品 料